

中世後期アルザス・ロレーヌ地方における 「慣習法文書」と「判告集」

鈴木道也*

I はじめに

本稿は13・14世紀のアルザス・ロレーヌ地方において領主—領民間の慣行を成文化した二種の法文書、「慣習法文書」と「判告集」を比較検討するものである¹⁾。領民の合意を得て領主が作成し、単一もしくは複数の集落を対象として発給された「慣習法文書 (charte de franchises / charte de coutumes)」は、フランス北東部を中心にフランス王国全体で数多く確認され、フランス中世農村史研究の基本的史料の一つとされてきた。他方、集落内の住民を召集して開かれる一種の全体集会である裁判集会の場で、領主及び領民の諸権利に関して領民側が行った判告を成文化した「判告集 (rapport de droits / Weistümer)」は、ドイツ中・近世の重要な農村法史料として、ドイツ史学界において多くの研究史的蓄積を有している²⁾。

後にみるように、今日両文書の機能的差異が指摘されることはなく、それらはともに諸侯を含む領主層が、領民と協働して自己の支配権を安定させるために作成した文書であったと位置づけられている。しかし両文書は文書普及の年代的範囲、地理的範囲、成文化手続きにおいて基本的な相違を見せている。そしてこの相違は、同機能を果たした文書の年代的・地域的な偏差にとどまるものではなく、それぞれの文書を受領した地域間の統治構造あるいは集落構造の違いに由来する可能性を持つのではないと思われる。

そこで本稿では、両文書が同時期に併存して現れるものの、ロレーヌ地方中央部を南北に流れるモーゼル川を境として、東方には判告集の、また

西方には慣習法文書の緊密な普及が確認され、両文書の移行地帯となっているアルザス・ロレーヌ地方の諸集落にこれらの法文書が授与される経過を辿ることで、両文書の歴史的意義について改めて考えてみたい。以下、まずは両文書に関する研究史を踏まえ、比較の可能性とその視角を明らかにする。

II 研究史と課題の設定

両国の学界がこれらの文書をどのように位置づけてきたのかその研究史を辿ってみると、ともに共同体説から領主制説を経て領邦権力説へと展開してきており、その方向性は共通している。即ち、まず慣習法文書に関してみると、史料の刊行事業が開始された19世紀以降長らくこの文書は、フランス革命の理念を先取りし、農民の地位を向上させ農村共同体に自由を認めた特許状であると見なされてきたが、1960年代の後半からは領主層特に諸侯層の政治的意図の中に位置づける傾向が顕著である³⁾。一方判告集は、19世紀の段階では農民の自由を認め確定した文書と見なされていたが、早くも20世紀初頭にグルントヘル利害に基づく荘園法的性格の文書と主張されて以降、第二次大戦後は村落（裁判）領主、グルントヘル、村落共同体という三者間の権力関係規定の文書として、そして近年では特に近世期において領邦君主権力確立の一手段として機能する可能性を指摘する見解も現れている⁴⁾。

かかる動向にあって、両文書が併存して現れるロレーヌ地方を対象としてその比較を先駆的に行ったのは Ch. Ed. ベランであった⁵⁾。1946年に発表された論文の中で彼は、両者を、領民への特権授与を主目的とする慣習法文書と、領主権の確定を

* 埼玉大学教育学部社会科教育講座

主目的とする判告集として対照化させた。彼の主張は、結果的には論文発表時点での両文書をめぐる研究動向に沿う形になっているが、彼は論拠として次の四点を挙げている。まず第一に文書保管状況を挙げ、慣習法文書は集落内の文書庫に保存されたのに対し、判告集は領主側の文書庫に保存されていることを確認する。次いで授与領主の性格に着目し、世俗領主が多く授与する慣習法文書に対し、判告集はアヴェとの権利領域確定に苦慮する教会領主が数多く作成しているとする。そして第三に文書作成に際してこれら教会領主は、判告集作成の場となる裁判集会をその召集から運営の全般に渡って統制していた。最後に、文書内容を比較した場合慣習法文書の方がそこに含まれる諸特権の内容、例えば廃止・定額化される領主制的諸賦課の種類と質において、また村方役人選出を領民側に完全に委ねているなどの点において判告集を上回るとした。以上の指摘を踏まえて彼は「領主制的賦課の負担に耐えかねた農民の抵抗運動を反映したものが慣習法文書であったとしても、判告集の登場に関して主たる役割を演じたのは頑として領主側の意図であった」と主張したのである⁶⁾。

その後アルザス・ロレーヌ地方の両文書を巡る研究は、全般的研究動向の変化を反映して、両者の機能を接近させる方向でペランの主張を修正している⁷⁾。まず慣習法文書に関しては、文書普及に現れる領主層、特に世俗領主の政策的意図が様々な形で確認されている。例えば、パリアーシュ契約を伴う文書授与の経過や文書前文の記述から、新村開発・廃村復興のための人員確保あるいは共同領主との間の係争解決・権利確定を目的とする領主の姿が読みとられる⁸⁾。またアルザス地方における慣習法文書受領集落がライン川沿いに点在していることや、ロレーヌ地方においてパウル伯がヴェルダン司教領を取り囲む形で行った文書授与などの事例を挙げて、普及の地理的分布と領主層の支配領域を関連づけ、そこから文書授与を通じた辺境及び拠点集落に対する支配権安定化の意図が指摘されている⁹⁾。また文書普及と並行して行われた裁判行政上のシェフ・ド・サンス整備に有力領主層による支配圏の法的統一への意図も見

出されている¹⁰⁾。他方、判告集に関しては、そこに盛られた領民側への特権付与の側面、例えば共同体的賦課徴収権、大小獣の狩猟権、通過税の免除などを改めて指摘することで、この文書が一方的に領主利害に由来するものではないことが確認されている¹¹⁾。

このように研究は文書内容や普及状況を巡って網羅的になされており、それは両文書の機能を同一の方向で理解する結果となって、今日その差異が問題としてとりあげられることはほとんどない。それに伴って、両文書間の影響関係を指摘する声もある。しかし改めて両文書の普及状況を考えてみると、一定の地理的境界線を持って両者が普及している事実について、依然として説得的な議論を展開していないのではないかと、という疑問が生じる。ペランの研究により我々はロレーヌ地方について280通の慣習法文書と257通の判告集を、またガンフォファーによってアルザス地方に関して60通の慣習法文書と、600通に上る判告集を確認している¹²⁾。この時その分布状況は特徴的である。先に述べた通り、モーゼル川を境界としてその西方には慣習法文書の緊密な普及が見られ、判告集はルミールモン修道院やサン・ミール修道院が作成したものがモーゼル川近辺のごく僅かな地域にしか普及していない。これに対して、モーゼル川の東方では面をなして判告集作成集落が広がる中に、慣習法文書受領集落が点在する形になっている。従来の見解では、特にモーゼル川西部の農村地域に判告集の普及が見られない点について、十分な説明を与えていないように思われる。理由はいくつか考えられるが、ここではその一つとして、これまでの研究が一貫して授与・作成領主側の多様な政治状況を文書普及の規定的要因として重視してきたのに対して、対峙する集落、集落民の多様性は、配慮されることはあっても同程度の重要性を認められてこなかったという点を指摘したい。そしてこの時改めて注目する必要があるのは、両文書を生み出していく領主―領民間の法的活動の場としての集落の、文書作成前後の状況、つまり集落側がどのような状況にあり、領主がそれをもどように捉えて政策を展開していったのか、そしてその展開と慣習法成文化過程との関連であろう。

それは慣習法文書と判告集が普及した集落それぞれの経済的機能や法的地位の総体的比較に基づいて前者を都市的集落、後者を農村的集落と主張して済ませるものではなく¹³⁾、慣行成文化作業への集落民の関わり方を問題にするものである。そこで本稿では、慣習法文書を受領した集落と判告集が作成された集落の社会状況を比較史的に検討し得るとされるいくつかの事例を提示することで、両文書普及地域における慣習法成文化過程の特質について本格的に考察するための手がかりを得たい。

以下、まず慣習法文書普及地域について、当該文書が購入されていく経過を中心に、普及前後の社会状況を概観する(Ⅲ)。それと並行して、同時期、後の判告集普及地域において生じていた共有地を巡る争いを、周辺史料を用いて明らかにするとともに、その判告集への影響について慣習法文書と比較しつつ検討する(Ⅳ)。以上の検討を経て最後に、両文書普及集落における現実的な法的活動の場としての裁判集会の構成と機能を両文書中の言及から再現し、その活動の特質を明らかにしたい(Ⅴ)。両文書を生み出した集落の構造を比較するという検討の性格上、本稿は両法文書作成・普及の全過程ではなく、13・14世紀という限られた年代を取り上げているが、この時期は慣習法文書が集中的に授与された時期をほぼカバーしている一方で、13世紀後半以降約3世紀に及ぶ長い普及期を有する判告集に関しては、その初期の普及段階に留まる。しかし判告集が生み出されてくる集落の構造は基本的にはこの延長線上に考察しようと考えており、また同時期に集中して作成・授与された慣習法文書と比べ、長い歴史的過程を有する判告集の場合、その機能をより正確に位置づけるためには、それぞれの場合における多様な政治状況を改めて検討する必要が生じてくるとされる。従って今回の検討は、授与の集中ゆえに史料的に恵まれた慣習法文書を分析の中心に据え、そこから推測される諸傾向を判告集との比較を通じて際立たせるという方法をとっているが、分析の比重に明らかな差が存在するという限界もまた有している。

ところで、かかる両文書の分布のあり方を理解

する上で、上記の検討とともに文書授与・作成領主の性格を改めて考慮してみることは有効であろうし、また重要な論点を含むと思われる。例えば、全体的にみて慣習法文書は世俗領主が、また判告集は教会領主が多く授与・作成の当事者となっているのであるが、モーゼル川付近で判告集の作成を主導したのはメッス司教及びその周辺の修道院勢力で、反対にトゥールやヴェルダンの司教領においては判告集が作成されることはなく、むしろ慣習法文書の授与が積極的に行われている。

もともとロレーヌ地方の諸司教座は、神聖ローマ皇帝によって伯権力が付与され、カロリング的な司教による世俗権力の行使に保証を与えることで、そこに公的性格を賦与する形になっており、メッス、トゥール、ヴェルダンの三司教には、いずれも非ロレーヌ地方出身者が就任し、世俗の教会守護(アヴェ)に過度に依存することなく、むしろその統制にもかなりの程度成功していたとされる¹⁴⁾。しかし司教の出自に関して、トゥールやヴェルダンにおいては、次第に同時期のフランス諸地域と同様に在地の司教座聖堂参事会員から司教に昇格する事例、即ち12世紀後半からは、これらトゥールやヴェルダン司教にバル伯家やロレーヌ公家の血縁者が、あるいは彼らの封臣の家系の者が就任する事例が現れるとともに、この時期頻発し始める都市トゥールやヴェルダンの住民騒乱を鎮圧するために、バル伯やロレーヌ公、あるいは両者に援助を求め、その後教会守護権を彼らに委ねる場合もあった¹⁵⁾。対してメッスにおいては、確かに司教が在地の司教座聖堂参事会員の中から選ばれるということはあったが、彼らは家系的にもバル伯家やロレーヌ公家とは離れており、実際これらの領主には対抗的で、領域内住民の反乱に際して彼らではなく東方のアルザス諸侯に救援を求めている。また13世紀後半にはバル伯とロレーヌ公がメッツ司教に対抗して同盟を結んでいることも知られている¹⁶⁾。こと慣習法文書に関しては、例えばリュクサンブール公領では、女伯エルマンソンが慣習法文書授与に実績のあったバル伯ティボー1世と結婚して以降当地における文書普及が始まっていることから、特定の系族関係の成立が普及の契機になることが明らかにされて

おり¹⁷⁾、モーゼル川付近の領主間のこうした緊張関係が、両文書の普及に際して色濃く反映している可能性はある。しかし今回はこの点については全く取り上げることは出来ない。今後別稿を以て検討し、より構造的な理解を目指したい。

Ⅲ 慣習法文書普及地域

1 領民による慣習法文書の購入

慣習法文書の普及状況は、先述の通り多くの点で領主の政策的意図を裏付けるが、他方授与を求める領民側の意向も無視することはできない。文書の作成に際し領民側が積極的に参加している場合それは明白である。しかし通常慣習法文書は、他集落とほぼ同じ内容のものに部分的な修正を施すだけで、あるいは「・・・の集落に・・・の諸特権を認める」という宣言を有するのみで具体的な内容を伴うことなく普及していくのであるが¹⁸⁾、この場合でも領民側の意向は推測される。それは12世紀後半から13世紀初めにかけては文書授与に先行する集落住民の領主権力への抵抗運動の存在によって、また13世紀中頃以降は領民側の金銭支払いによる文書購入によって、である。特に14世紀以降のアルザス・ロレーヌ地方における文書授与として確認されている30例のうち、28例は何らかの形で金銭を支払った結果として文書が授与されている¹⁹⁾。これまでこの文書購入は、文書に含まれる特権が領民にとって大きな魅力であったことを示すものとしてのみ理解されてきた²⁰⁾。購入の経緯を具体的に知ることは非常に困難であるが、比較的詳細に知られる一例を挙げて見ると、コメルシー領主領では1336年5月3日に領主ジャン1世が、ラヌーヴィル・オ・リュプトの住民に対して、1244年に初めて認められ、1269年に確認を得ていた諸特権に関する再確認の慣習法文書を、「余の住民 (burgenses nostri) の求めに応じて」200リーブルの支払いと引き替えに授与した。続けて6月には立て続けに4集落から100、150、200、100リーブルの支払いを得て、一昨年サン・オーヴァンの領民に認めたのとはほぼ同内容の文書を授与し、これを以て当該領主領における文書授与は終結する²¹⁾。また特許状の購入は、安いもの

で50リーブルという事例もあるが、通常は数百から数千リーブルで、これは一括して支払われる場合と毎年一定額の支払いを約束する場合があった²²⁾。いずれにせよ、ロレーヌ地方の有力領主であったバール伯の1281年会計年度の伯領からの総収入額が8000リーブルであったことを考えると、その購入総額は高額であった²³⁾。

上記の経緯から、従来の理解に加えて、普及地域における貨幣経済の広範な浸透と、それを背景として文書売却を一種の財政手段とする領主側の意向、及び高額な購入費用を用意できる富農層の存在を想定することが出来る。購入を文書普及の決定的な要因と見なし、所領規模に比して文書受領集落の少なさが指摘されてきたロレーヌ公領について、その理由を当地の経済的後進性と結びつけるコランも同様の理解にもとづいている²⁴⁾。

もっとも、金額が揃わない場合には高利貸しの手を借りることもあり、直接的な関連は明確ではないが、慣習法文書普及の最盛期である13世紀後半には、高利貸し業者がロレーヌ地方に急速に進出したこと、特にバール伯領においてその傾向が大きかったことが知られている²⁵⁾。したがって購入の事実は、受領集落民全体の経済力の上昇を直ちに意味するわけではない。また貨幣経済の浸透、高利貸し業者の進出は、慣習法文書が特権として集落民に与えた財産の自由処分権が、かえって彼らをして金融業者・質屋・高利貸しに対する債務過重に陥らしめる危険性を生み出していた。そして負債を抱えた住民は、慣習法文書が領民に認めた権利を享受出来ないという状況もまた生まれていた。家屋が老朽化した時にも転居は出来ず、その家屋を修繕しなければならなかった集落があったのに対し、慣習法文書の多くは、その財産を領域内の誰かに譲り渡すという条件で、あるいは例えば1274年にゴルツェ修道院が集落ドルノに対して授与した文書に見られるように特定の義務を果たすことで²⁶⁾、「自由な」離村を認可している。しかしかかる移動の自由が、実際には負債のため自らの財産が担保になってしまっただけ許されず、離村が不可能になっていたという事実が確認されている²⁷⁾。

2 文書規定から

農村を取り囲むこうした経済状況は慣習法文書の諸条項のなかにも反映されている。当該文書は、通常①市場開設日数の増加②通過税の免除③商品売買税・酒税の免除④入／出市税の定額化⑤定期市／週市に参加する外来者の身体保護、など市場の発展に配慮する規定が判告集と比べて豊富に含まれていたことが知られているが、新開墾地もまた、純農業集落に留まっていることを期待されていたわけではなかった。正しくもコランが指摘したように、確かに多くの文書中で新開墾地への農業的配慮、即ち十分の一税額を記した条項で、既耕地に義務づけられた12ゲルブにつき2ゲルブの小麦の支払いが、新開墾地では14ゲルブにつき2ゲルブに減額されているということは見られるが、これに続く条項で、いくつかの文書では水路とともに領主所有の森林地に関する自由な用益権〈*usus / usus nemoris liberum*〉を認めた上で、またそうした条項を含まずとも多くの文書では、新開墾地であれば「税の支払いなく自由に炭焼き場を築き、木炭・灰を製造することを許可」している²⁸⁾。このうち木炭は鉄の精錬用に、また灰は粘土とともに毛織物の洗浄用に使用されたと考えられるから、鉱業・手工業の発達と関連した森林開発がそこには意図されていたことが明らかとなる。従来教会領主層の慣習法文書授与への消極性は、領民への特権授与に伴う教会財産の減少を忌避したためとされていたが²⁹⁾、文書授与に伴うこのような展開、即ち、特許状の授与によって集落内における住民構成が、その殆どを農業専従者が占める段階から商業・手工業従事者層をも含む段階へと変化していく、もしくは現実にそうした変化が生じつつあったことへの躊躇によって説明される可能性を示している。

3 文書受領集落のその後

文書受領集落のその後の経過についても触れておきたい。文書授与とそこに含まれる一連の規定は常に集落の発展をもたらしたわけではなかった。例えば1238年にシーバーアルヌール3世より集落ブルーとともにボーモン系列の文書を受領した集落エスクラピーは、恐らく集落ブルーに近接して

いたと思われるが、文書の写本が作成された15世紀段階にはその存在が確認されていない。1269年にパール伯ティエボー2世とオタンジュ領主ニコルの子ジラルとがボーモン系列の諸特権を認めた集落アスロイなども、13世紀の末には集落トリューの一部として吸収されている。また1261年に同伯が、比較的規模の大きかった集落ポンタムーンソンに近接する9ヶ村に対し、集落ストーンと同内容の慣習法文書を授与した際、そこに含まれていた集落ティレイは、後に廃村化してしまったことが確認される³⁰⁾。こうして、慣習法文書を受領後一通の確認文書もないまま小規模な集落のままにとどまっていたり消滅してしまった集落が複数存在している。その理由としては、ひとつには領主が新村の開発において十分に人口を集めることができずに失敗したという場合があったし³¹⁾、またもう一つの事例としては、領民側の無理な購入がたたったという場合もあった³²⁾。他方、大規模化・市場の発展を見、幾度も確認文書を受領している集落も存在している。集落マルヴィルは、12世紀末パール伯ティエボー1世がボーモンの特許状に範をとった特許状を初めて授与して以降、領主の代替わりの度に合わせて10通の確認文書を受領している³³⁾。

また授与領主の中で、中小領主層ほど領民の軍役奉仕、特に見張りや集落防備を主内容とする守護軍役を留保しているのであるが、このような内容を持つ特許状を受領した集落モワリーや集落オリクシー、また集落ラ・ムイリーなどでは、後に文書が改訂される際に、集落側が砦の建設や周壁の設置といった集落の防御を自らの責任において執り行うかわりに、領主側から諸収入手段、例えば①フランシーズ領域内及び近隣の小教区内で販売されるワインに対しての課税権（モワリー、オリクシーの場合）、また②牛・豚などの狭道通行に際しての課税権（ラ・ムイリーの場合）を付与されており、さらに城代やプレヴォ、その他の領主役人に対して、いかなる事情があれ、住民側の武器と装備を担保として差し押さえることを禁止する旨の規定を加えることで、領主と協力して防御機能を高めていく集落も存在していた³⁴⁾。

このように特許状の授与・受領は常に同様の結

果をもたらしたわけではなく、その成否は流動的であった。慣習法文書受領に相前後して、集落は周辺の社会・経済状況に影響されて、その住民構成、あるいは集落の性格を多様化させつつあった。上記の検討は主としてモーゼル川以西を中心になされたものであるが、頻繁に判告集が作成されたモーゼル川以東の地域にあって慣習法文書を受領した集落が、いずれも市場を有し、またそれゆえに各研究者によって都市的集落と見なされていることは³⁵⁾、かかる傾向との共通性を示すものとして理解されるべきであろう。

IV 「共同体」意識を巡って

1 判告集作成地域における「共同体」意識の発達

慣習法文書がフランス北東部を起点としてロレーヌ西部で広く知られ、またロレーヌ東部やアルザス地方にも普及しはじめた13世紀において、将来判告集を作成する集落では村有耕地・共同牧地・共有林の法的な位置づけを明確にしようとする動きが活発化している。この時領民は、森林地や牧草地を共同体 (universitas, communitas) に属する財産 (comunia) と見なして領主に対応しており、これらが同時期の史料中に現れるとともに、後に作成される判告集のなかにも取り入れられている。

例えば、1241年には次のような係争が生じている。フンツフェルトの共同体 (universitas) の代表ルドルフは、サン＝アルボガスト修道院によってある牧草地に関する共同体の所有権 (possessio) が排除されていると主張し、共同体の名のもとでのその回復を求めた。これに対して修道院側は、①この牧草地がかつて修道院の自由地であったこと、②ここを牧草地として整備したのは自己の費用によるものであること、③それには40年の年月を要していることを反論材料として挙げた。これらの訴えを聞いた上で、ストラスブール司教下のプレヴォは、住民側の訴えを次の理由を以て却下した。即ち、①少なくとも40年間は修道院がこの土地の保有を行っており、②牧草地は修道院の手によって作られていること。結局、住民共同体の訴えはここでは退けられているのであるが、

ここから次のような事情がうかがえる。まず第一に、集落フンツフェルトは、一人の代表を立てうる共同体を形成していること。第二に、この共同体が共益に関わる事由に関して行動していること。そして最後に、教会勢力はこのような生成を始めつつあった共同体に対して、抵抗を示しているという点である³⁶⁾。

これとは反対の事例もある。1252年に集落オルバイの共同体 (communitas) はパイリス修道院が有していた複数の牧草地を勝手に耕地に開墾してしまったことについて修道院によって訴えられ、以後住民は当該修道院及びその代理人 (procurator) の承諾を得るよう求められている³⁷⁾。また1255年に集落ラインハイムの共同体とパイリス修道院との間で紛争が生じた際には、修道院側が所有していた牧草地二箇所を集落側に与え、他方住民は自分たちの家畜が草を食べるところ全てにおいて修道院側の家畜を大小を問わず放牧させることを認めており、集落共同体が有する牧草地の下に修道院側の放牧活動が行われている状況が見られる³⁸⁾。

1257年には、集落ドッセンハイムの共同体 (universitas) が、ノイヴィレール修道院に対して、当集落近郊にあり、修道院が所有する森林ブライテンツフロッツの用益権、特に当地における家畜の放牧権を求める訴えを起こした。結果的に当該共同体に特権は与えられなかった。しかし個人に対しては、修道院による伐採の事前承認及び使用材の指定という条件下で、災害もしくは放棄によって傷んだ家屋や納屋の修復・再建のため資材を伐採することが認められている。ここには明らかに、共同体が個々の領民とは別の形で、領主側と対抗するものとして意識されている³⁹⁾。更に1262年には集落ガイスポルツハイムの共同体 (Gemeinde) が、数人の貴族及び都市 Strasbourg との間で翌年の復活祭までの中立を取り決めており、都市に並び立つ存在としての集落共同体の姿がうかがわれる⁴⁰⁾。

また1284年にはノイヴィレール修道院が、集落シュバルツバッハとの間で森林ブクスヴィレールとプファッフエンハイムの用益権を巡って係争を起こした。その結果、領民側は任意に木材を得る

ことができるようになった一方で、修道院側は共同体の承諾が得られた場合のみ必要な木材の伐採が認められている。この事例では、共有地に対する共同体の所有権がより明確に確認されている⁴¹⁾。当然こうした共有地の譲渡は、共同体の承諾があって初めて成立する。1280年集落グレスヴィレールの共同体 (Gemeinde) が、Johannites de Dorlisheim に対して世襲賃貸借の条件でこれまで共同体が有していた道路の所有権を譲渡している事例や⁴²⁾、また1294年に集落シルハイムの共同体 (universitas) とその村長 (scultetus) Gozzo は、領主の代理人 (advocatus) Henri と合意の上で、通称 Hunder なる人物に対して年間1リーブルの蠟を当地の教会に納めるという条件で、集落の牧草地の一部を譲渡している事例などはそれを示している⁴³⁾。

こうして判告集を後に作成していく集落においては、いわゆるコミュニティという形態を実態上とすることはなく、また史料上にもそうした表現が現れることは殆どないが、「共同体」たる村落団体が、共有地の問題を巡って積極的に現れてきている。そしてこれらが後に判告集の作成に際して、領主側に対峙する一方の当事者として立ち現れてくる。但し、この時点での共同体所有の財を巡る諸々の係争が直線的に判告集を生み出していくわけではない。そこにはまた別種の政治状況を想定しなければならず、本稿の範囲を越えている。また、ここで確認されるのは、集落全体に関わる問題について枠組みとしての共同体が有効に機能していた可能性であり、その内部が常に意見を一致させていたわけではない。H. デュブレの指摘によれば、先に挙げた1241年の集落フンツフェルトの事例に際し、プレヴォの求めに応じて、修道院側を支持する証言を行った住民が存在していたという⁴⁴⁾。

2 共有地問題を巡る両文書の規定

慣習法文書では、特権享受の対象者は <burgenses, homines, homines pacis> として、また特権付与の対象となる領域は <villa, terminos pacis> として明示されているものの、集落が「共同体」と表現されて現れてくる事例は、いくつかの文書

中で集落防備のための費用を「共同体の全住民」が支払うことを取り決めている箇所を除けば確認されず⁴⁵⁾、集落全体に関わる問題に住民が関与する時には彼らは常に「住民 (= homines, burgenses)」として現れている。例えば村方役人の選出で、必要とされるのは「住民の同意」であったし、新しい水車は「住民 (burgenses) の同意なしに建設することはできない」のである。もっとも、この時期の不動産譲渡では「住民の同意」や「富めるものも貧しきも全ての住民」という表現は常套句と化していたから⁴⁶⁾、表現自体が直ちにそうした同意の現実的な必要を意味してはならず、上記の規定が果たして実態をどの程度反映しているのかという問題は残されるが、こうした慣用表現がここで選択された理由を考えることは可能であろうし、少なくとも史料中の表現からは枠組みとしての「共同体 (universitas, communitas)」を明確に読みとることは困難である。

また共有地に関して当該文書がどのように規定しているか、関連する条項を探してみると、まず放牧地に関する規定では、家畜の放牧を中心とする用益権は、「年限を限らず」あるいは「一年間に限って」領民に認められるものの、その <dominium> は依然として領主が留保し⁴⁷⁾、他方森林地に関しては、枯れ枝採取権は領主の許可がある場合にのみ認められ、生木の伐採は認められず、違反した者には5スーから30スーの罰金が課されている。また集落内にあるぶどう畑・牧草地などは、もし無断で侵入して領主が派遣した見張りや収穫番役人 (custos) に見つけれられた場合には罰金の支払いを命ぜられる立入禁止区域であった⁴⁸⁾。加えて、慣習法文書受領集落では集落住民が利用する牧草地や森林に関わる禁令の決定 (森林において山羊が新芽を食い荒らすのを、その所有者に対して禁じる決定など) 及びその違反者に対する罰金の徴収は独占的に領主側が留保している⁴⁹⁾。

対して一連の判告集中では、放牧地や沼地を始めとする共有地からの収入を共同体が管理し、共有地内の山羊の管理にあたる番人に対しては共同体が手当を支払っている事例が知られる。共有地における共同体の役割に言及しない場合でも、1)

森林地における領主の家畜飼育権を集落民のそれと並置したり、2) 領主の牛・山羊の放牧を集落内のメール所有牧草地に限って認めている条項などからは、共同牧地・共有林に対する共同体側の強い立場が推測される。また中には「共同体」が通過税の徴収を認められていたり、自前のパン焼き竈や水車を、修繕についても自分達で行うこと(石の運搬など)を条件に持つことを明記するものもあり⁵⁰⁾、限られた事例ではあるが、公布は領主の代理人に委ねられているものの、共同体側の判断で禁令を決定する権利が与えられている場合もある⁵¹⁾。もっとも、慣習法文書とのコントラストを極端に強調することは避けるべきである。例えば前節で指摘したラインハイムの共同体に関してパイリス修道院が作成した判告集の中では、当該修道院から牧草地と並んで共同体に与えられたはずの一森林地に関する家畜飼育番<subulcus>の任命権は領主のみが有しており、また彼らは違反者からの罰金徴収も行っている⁵²⁾。この点では判告集にも、慣習法文書に見られる共有地の見張りや収穫番役人と類似した領主制的な規制が依然維持されているということは出来る。また他方、いくつかの慣習法文書の中で用いられた森林地の用益権を示す<usus nemoris liberum>なる表現が、18世紀段階の国王顧問会議の裁決で、当該集落の住民による森林地売却を認める根拠とされていることを理由に、かかる表現が森林地に対する住民の実質的な所有権を認めものであったと主張する意見もあり、無視することは出来ない⁵³⁾。それでもこれまでの一連の言及から、判告集が共有地に関してより具体的にその管理権を集落「共同体」に委ねている点は確認されよう。慣習法文書普及集落を取り囲む社会状況と比較するならば、判告集作成集落においてはとりわけ共有地の問題を巡ってより強く「共同体」が意識され、村政に関わる秩序・財産をこの共同体が留保しようとしているように思われる。こうした理解を踏まえ次に、集落をとりまくこうした社会状況と、判告集を作り出す判告が行われる場としての裁判集会の機能がどのような関連の下にあったのかを確認する。

V 裁判集会和役人

1 判告集作成集落

判告集を作成する裁判集会の運営に際しての領主の主導性は、ペランが指摘する通りである。即ちメール [maire = (scultetus)] やエシュバン [échevin (=syndicus, nuncius, consul, tribuus)] は、「領主が望んだ時には」「(本来領主に対して忠節 [fidelitas] を以て判告をなすべき)住民全てに代わって」、裁判集会 [curia] の日において、「当該領主と集落の法と慣習について」判告し、更新しなければならなかった⁵⁴⁾。判告自体が数年間行われていなかった集落もあったから、裁判集会において判告を成すか否かは領主側の判断にかかっており、他方、判告をなすことは当地の領民に義務づけられていた。もっともその際実際に判告の宣言を行うのは彼らのうちの一人で、他の成員は「彼の記憶がおぼつかない場合において、それを援助したり、いくつかの点について正確を期すために修正を施す」。しかしそれでも誤りを犯す危険性はあるので、彼らには、遺漏を補足したり過ちを訂正するための猶予期間が与えられる。もっとも本来ならば、判告は領主または領主の代理人が行ったある事柄についての問いかけに対し、メール、エシュバン、あるいは集落の長老衆の誰かが答え、それを領民全体が唱和することになっていたが、実際には既に作成された判告文をこれら役人層が読み上げ、それが終わると領主ないしは代理人からの求めに応じて、それが当地の慣習に従っている旨の領民の賛同の声が挙げられることで済まされている場合もあり、手続きはかなり簡略化されていた⁵⁵⁾。

ところで、メールやエシュバンは、「領民側が選出した複数の候補者の中から」領主が選任するという慎重な手続きで選ばれ、判告をなすだけではなく「当該集落の住民及び集落出身の外来者に対する上級裁判権を除く裁判権」を行使する⁵⁶⁾。ただしアルザス地方のいくつかの集落においては、「流血をもたらした傷害や殺人」に関して、領主もしくはその代理人は、「住民の決定 [sententia] に従って判決をくださるべき」であった⁵⁷⁾。さらに彼らは諸賦課の徴収の任にもあたるが、「集会の

成員は、領主に対して当該集落に割り当てられ、メールが徴収すべき賦課の支払いにおいて、全体で責任を負わねばならない。」⁸⁸⁾ こうして役人層は集落民を代表して裁判集会において判告及び裁判をなし、集会に参加する住民は一方で領主の上級裁判権限に影響を及ぼすとともに、他方で全体で役人の賦課徴収に協力する存在として現れている。また集落によっては、こうしたメールなどと同じ機能を果たしたと考えられているバン警備役 (banwardi) を、こちらは通常領主側が任命することとされるが、しかし10年間で期限つきで、年間1リーブルを支払うという条件の下でこの職務を住民に委ねてもらい、住民側がこれを担う人物を一年の任期で裁判集会において選出することもあった⁸⁹⁾。

2 慣習法文書普及集落

(1) 役人層と領主との結びつき

次に慣習法文書普及地域における裁判集会と、そこでの主要役人について確認する。役人の具体的な機能に入る前に、慣習法文書受領集落においては、村政の中心的役割を演じるメール・エシュバン在任者がその活動において領主側と緊密に結びつくとともに、彼らの出身階層が固定化しつつあることが指摘できる。例えば多くの慣習法文書が普及したバル伯領においては、プレヴォ職や諸税徴収の請負に当該領主領下の諸集落におけるメール・エシュバン経験者があつていること、また隣のトゥール司教領でも、司教マシュー・ド・ロレーヌによってリブルダンに1202年慣習法文書が与えられた際、当該村落の守護義務が村落内の騎士に課されると同時に、当該村落の3名の住民がその手助けをするよう求められていることが確認されている⁹⁰⁾。

また、1243年にバル伯ティエボー2世が集落オブレヴィルに与えた慣習法文書に対する1295年の伯アンリ3世による確認文書の中では、先行する文書において <probi homines> と表現されていた箇所が、<scabini, officiales, procuratores> と書き換えられており⁹¹⁾、本来別個に選出されるはずの参審人衆とその他の村方役人とは同一階層内で重複してきていることをうかがわせる。数

少ない事例ではあるが、アプルモン・ダン領主が授与したいくつかの文書中では、はっきりとメール・エシュバン職への選出に際して、在任者の親族を除外し同族者の就任を禁じていることから、現実にそうした状況が生じていたことがうかがえる⁹²⁾。更に、両法文書の前文ないしは副署人欄では、領民側が①「・・・の共同体」「・・・の住民」「・・・に居住する者」と表現される場合と②具体的な名前の列挙が行われる場合の二傾向が確認されるが、①の形式に終始する判告集と比べ、慣習法文書では①が多いものの、②も散見され、ここからも個人の名において集落を代表する、集落内における特定の有力者が存在していたことが知られる⁹³⁾。こうしてみると、モンテリアル伯領内の集落において、慣習法文書授与を伴うことなく、500リーブルの支払いを以て「領主側の役人もまた住民 (burgenses) でなければならない」とする取り決めが「フランシーズのため」と称して交わされた事例に関しても⁹⁴⁾、これだけ切り離して考えれば、従来言われてきたように役人及び彼らを介した領主の恣意を制限するものとして理解されようが⁹⁵⁾、上記の文脈の中で考えるならば、特定の階層が、領主との取り決めの上で、従来領主側から派遣されていた役人も含め村政に関わる諸役人への就任の機会を集中させていった過程を示す一例と捉えることも可能である。この時間問題になるのが、Ⅲでその存在が推定された文書購入に参画する富農層と、上で見た恒常的に村方役人を輩出する階層との関係である。一致すると考えるのが妥当であろうが、この点を慣習法文書そのものから証明するのは、文書購入の経緯から富農層を、また文書規定から村方役人層をそれぞれ具体的に特定することが事実上困難であるため非常に難しい。かろうじて次のような事例が上記の推論を多少補強する。即ち、1281年にバル伯の封臣にして Mercy 領主 Rogier は、それぞれ500リーブルと1500リーブルを支払った集落 Chenière と Cutry に対し、ボーモン系列の特許状を授与したが、この授与には伯が保証を与えており、その際集落 Cutry からは5名の住民が同席した。そして名称が特定されるこの5名に一人を加えた6名は、2年後伯に訴え出ることによって、集落防備

のための費用を徴収する権限を、領主から認められているのである⁶⁶⁾。

(2) 裁判集会と役人の機能換算

慣習法文書全体を概観して先ず確認されるのは、比較的詳細に役人層の権限が規定されている一方で、裁判集会の開催手続きに関する情報が乏しいことであり、ここから文書自体は裁判集会制度確立の契機とはなっておらず、既に文書授与以前に一定の整備された裁判集会が存在していたことが推測される。そこで中心的な役割を果たすメール [maire (=vilicus)] やエシュバン [èchevin (=scabini, officiales, boni homines, boni viri)] は、「全員の意志に従って [omnium beneplacito] 選出される。従来、住民全体の意志に従って村方役人の選出が行われるというこの規定は、領民に大きな自治特権を認めたものと見なされてきた⁶⁷⁾。具体的な選出手続きを規定した文書によれば、通常3～4人の選挙人を住民が選出し、彼らがメール・エシュバンの全部ないしは一部を選出する間接選挙であったことが知られる。ここからは、どの程度前任者が後任の人事に介入し得たのか判然としませんが、判告集における慎重な役人選出規定と比較した場合、また役人に関する上述のような状況を踏まえるならば、かかる規定は、少なくとも領主側の意図と直ちに対立する人物の選出が想定されていなかったからこそ認められたと考えるべきである。

裁判集会 (placitum) は領主ないしはその代理人であるプレヴォが召集し、住民は一般的には年3回とされる集会への参加を、欠席者に対する平均6スーの罰金の支払いを以て義務づけられるが、彼らの面前で判決を下すのはメールないしはエシュバンであり、またその執行は領主もしくはその下級役人に委ねられていた⁶⁸⁾。この時、規律違反・不正・犯罪に対して課される罰金のうち、一定額はメールないしはエシュバンが取得している。その割合は様々だが、通常は10%であった(6乃至は12デウニエ)⁶⁹⁾。集会では彼らは「見、聞きした全てのことについて常に真実を見きわめ、」[(封地を含まない) 農民保有地に関わる係争]「商取引や負債に関わる係争」[(領主の上級裁判権限に帰属する事犯を除く) その領域において生

じた犯罪]について「当事者が、当該集落に居住しているしていないを問わず、集落内で発生した場合には」それを対象とし、証言をなすとともに(「相続に関する場合には彼らの証言に代わり得るものはない」ただし「犯罪に関しては住民二人の証言がメールやエシュバンの証言と同等の価値を持つ)、判決を下す。そして「発令された判決に対して、領主及びその役人はいかなる異議申し立てもしてはならず、従わねばならない」⁷⁰⁾。こうした裁判集会の背景には、「自由人 (mallum) は彼らの同輩 (homme du gens) によって裁判される」というフランクの伝統が息づいており、また土地領主の下に保有者全員が参集して開いた集会を直接的な起源としているが⁷¹⁾、我々は慣習法文書の規定からこれら役人層がまた次のような機能を果たすことを知る。即ち政治的には、集落への新住民の受け入れを、自身の面前での宣誓強制や居住・耕作地の手配という形で集落領主に代わって取り仕切るとともに、「領主及びその他の人物達との困難な交渉に際して、意見がある時には領主側に立ってまたある時には領民側に立って主張し決定に影響を与える」ことが期待されていた⁷²⁾。また司法的にも裁判官であるばかりではなく、「最初の出廷通告に応じて法廷に出頭する旨を誓約した容疑者を、逮捕状態から解放せしめることを領主及びプレヴォに対して要求すること」が認められていた⁷³⁾。このような高度な機能、住民の身体を拘束したり罰金を徴収する権限は、教会領主が文書授与者となっている場合にもアヴェエから与えられており、場合によってはアヴェエと共同で窃盗を含む大罪について上級裁判権限 (justitia alta) を行使する場合も知られていた⁷⁴⁾。

こうして領民は、裁判集会への参加を欠席に対する罰金の支払いを以て義務づけられているが、参加したとしても判告などを通じて自らの意図を表明する機会とは与えられていない。集会は諸々の裁判を執り行う場に特化しており、このとき広範囲に渡る機能を果たすのは、一定額の裁判収入を得ることを認められた役人層である。彼らが前節で見たように特定の階層に集中しているとすれば、これらは自治の名の下での有力者による集落共同体管理権の確定という傾向を有していよう。

VI むすびにかえて

これまでの検討は、従来の研究が明らかにした諸点を否定するものではない。慣習法文書は領主・諸侯層の意図を反映しつつ集落の住民に諸特権を付与したものであろうし、判告集は、集落民と協働しながら裁判領主層や領邦君主層の利害をそこに反映していったものと言える。しかし両文書の普及に際して存在する地理的境界線を整合的に理解していくためにはそれだけでは不十分であり、両文書普及地域における集落、即ち一連の領主—領民間の法的活動の舞台となる集落構造の差を考慮すべきであろうと思われる。即ち、アルザス・ロレーヌ地方においては、社会・経済状況の変化に伴ってその性格と住民構成を変化させつつある集落において慣習法文書が、また13世紀以降むしろ共同体としての凝集性を強めつつあった集落に判告集が作成され、普及していった。それは判告集作成地域と比べ慣習法文書受領集落における共同体的な法形成力に対して多少の疑問を抱かせることになる。慣習法文書とそこに含まれる諸特権が購入されるという状況は、このような背景の下で生まれていたのである。

判告集研究にあつては、ヘルシャフトとの緊張関係の中で発揮されるゲマインデ側のその「集団的」力量について⁷⁶⁾、あらためてその重要性を再認識すべきであろう。他方慣習法文書研究にあつては、文書受領による特権の主たる享受者(burgenses)とその他の集落内諸階層[農奴(servus)、騎士(miles)、外来者(extraneus)]との関連だけではなく、burgenses内の階層性[名士層(cocus villae, capitaneus)と一般農民層(manu-operarius)]に注意を払うことが、またそれと関連して集落の共同体的性格なるものを、より慎重に見きわめることが必要とされてくるだろう。

判告集は14世紀に成文化が活発化して以降、その後の多様な政治状況の中で事あるごとに判告を行うことで、現状に合わない法を是正していく手続き、即ち「法是正」を重ねて内容を充実させ、当該地方においては16世紀前半の農民戦争を経て著しくその影響力を減退させてしまうまで、また

一般的には領邦権力の確立によってその役目を終えたとされる17世紀までその実態的な意味を維持し続けていた。そして、慣習法の判告という手段を通じてゲマインデとして積極的に国制に関与し得た農民及び村落共同体の意義が近年再評価されつつある⁷⁶⁾。他方慣習法文書は、14世紀に授与の盛期を過ぎた後は、領主の交代に伴う確認文書の更新という形で領主—領民関係を規定していく。この時諸侯層は、支配領域の法的統一を意図して慣習法文書授与を通じたシェフ・ド・サンス改革を試みるが挫折し、その後はフランス王国における王権の伸長とともに王権側が主導し国王官僚が実務を担う形で、各地の慣習法の成文化作業が進行していく⁷⁷⁾。このとき王国内の農民、村落共同体はいかなる形でその動きに関与し得た、あるいはし得なかったのであろうか。両文書の機能を先駆的に比較したペランの問いかけ「判告集はドイツの法的慣習に深く根ざしたものなのではないか」⁷⁸⁾は、その後の研究では殆ど無視されてきたが、当時の経済、社会状況の変化への適切な配慮を踏まえて考慮されるならば、我々は改めてこの問いかけを出発点としうるようになると思われる。そして両文書の歴史的意義をめぐる議論もこの点に関して詳細になされることで、より豊かな成果を得ることが期待されるのではないだろうか⁷⁹⁾。

(1997年10月16日提出)

(1997年10月17日受理)

註

- 1) ここでいくつか基本的な点について確認しておきたい。まず本稿ではペランに従って、領主—領民間の慣行の成文化を通じて領主側及び領民側に認められた諸権利を確定した文書のうち、領主及び共同宣誓者の宣誓を伴う認証の署名を以て諸規定が保証されているものを「慣習法文書」として、またそうした認証は持たないが、裁判集会の中で領民によってなされた判告を記録するという形態を持つものを「判告集」として取り上げ検討している。Perrin, Ch. Ed., Catalogue des chartes de franchises de Lorraine antérieures à 1350, *Annuaire de la société d'Histoire et d'Archéologie de la Lorraine*, 33, 1924 (以下

- Perrin, Ch. Ed., Catalogue), p.279. 次に、最近の研究は従来異なる名称で呼ばれてきた複数の法文書を緩やかな基準の下で一括して「慣習法文書」や「判告集」と称し、その意義を論じる傾向にある。「慣習法文書」の中にはコミュニン文書、コンシュラ文書などが含まれ、また「判告集」と言った場合には都市法、諸法令、特許状を含んで検討が加えられている。しかし今回はかかる方法は取らず、狭義の慣習法文書と判告集を取上げ検討した。それはこれら二つの法文書には典型的把握の可能性があり、個々の特質は狭義の二文書により特徴的に現れると考えたことによる。
- 2) 慣習法文書に関する邦語の代表的な文献としては斎藤綱子『西欧中世慣習法文書の研究』九州大学出版会、1992年がある。また判告集を巡る研究の現況については服部良久「ヴァイズテューマー研究の課題」『史林』65巻1号、1982年、136-60頁を参照。
 - 3) 斎藤綱子、前掲書、4-9頁。
 - 4) 服部良久、前掲論文、159頁。
 - 5) Perrin, Ch. Ed., Chartes de franchises et rapports de droits en Lorraine, *Le Moyen Age*, 52, 1946, pp.11-42. (以下Perrin, Ch. Ed., Chartes)
 - 6) *ibid.*, pp. 20-21.
 - 7) Collin, H., Réflexions sur la carte de répartition des chartes de franchises en Lorraine (XII^e-XIV^e siècles), *La charte de Beaumont et les franchises municipales entre Loire et Rhin ; Actes du colloque organisé par l'Institut de recherche régionale de l'Université de Nancy II*, Nancy, 1988 (以下 *La charte*), pp.168-176 ; Girardot, A., La détérioration des libertés de Beaumont : le cas lorrain, des origines à 1350, *La charte*, pp. 149-176 ; Ganghofer, R. et Vonau J. L., Rapports de droits et chartes de franchises en Alsace du XII^e au XVI^e siècle, *La charte*, pp.208-217. (以下Ganghofer, R., Rapports de droits)
 - 8) Collin, H., La charte de Beaumont et le pays d'Argonne, *Horizons d'Argonne*, 45, 1982, pp. 3-13. (以下Collin, H., La charte de Beaumont)
 - 9) Collin., H., Réflexions sur la carte de répartition des chartes de franchises en Lorraine(XII^e-XIV^e siècles), *La charte*, pp. 169-174 ; Ganghofer, R., Rapports de droits, pp. 211-212.
 - 10) Girardot, A., *op. cit.*, pp. 150-156.
 - 11) Ganghofer, R., Rapports de droits, p. 208.
 - 12) Perrin, Ch. Ed., Chartes, p. 12 ; Perrin, Ch. Ed., Catalogue, pp. 269-413, Ganghofer, R., *Weistümer, rapports de droits, règlements de villages, étude et documents*, Strasbourg, 1964 (以下Ganghofer, R., *Weistümer*) ; Ganghofer, R., Rapports de droits, p. 207.
 - 13) Ganghofer, R., Rapports de droits, p.213.
 - 14) 渡辺節夫『フランス中世政治権力構造の研究』東京大学出版会、1992年、100-111頁。
 - 15) Poull, G., *La Maison souveraine et ducale de Bar*, Nancy, 1994 ; Schneider, J., L'avouerie de la cité de Toul, *Le Moyen Age*, 69, 1963, pp. 202-218.
 - 16) Poull, G., *op. cit.*, p.209.
 - 17) Perrin, Ch. Ed., Catalogue, p.131.
 - 18) 1243年にバール伯ティエボー2世が集落オツェヴィルに対して授与した文書は、その前文で「余バール伯 Thiébaud は、この書状を必要とするであろう全ての者に対して、以下のことを知らしむる。即ち、余は集落 Auzéville が、付け加えられることもなく、また削除されることもなく完全に、ボモン諸権利の下にあることを宣言する。」(Bonvalot, E., *Le Tiers-Etat d'après la charte de Beaumont et ses filiales*, Paris, 1884, [réimp. Genève, 1975] (以下 Bonvalot, E., *Le Tiers-Etat*), APPENDICE, p.21, n^o4.)
 - 19) Bar 伯 Edouard I による、1315年 Anderny の住民、1317年集落 Harville、Pareid、Moulotte、Warville、Thiméville、1321年 Villers aux Vents の領民、1322年 Morfontaine の領民、1323年集落 Stenay、Cervisy、1329年 Liffol le Grand の住民に対しての文書授与の6事例や (Perrin, Ch. Ed., Catalogue, p.368-378, n^o188, 191, 208, 210, 213, 221 ; Guyot, Ch., Les villes

- neuves en Lorraine, *Mémoire et documents publiés par la Société d'histoire lorraine*, 1883, pp.117-125)、1336年6月、Sarrebriick 伯にして Commercy 領主 Jean I が、La neuville au Rupt の住民、Lérouville の領民、Saulx en Barrois の領民、Vignot の領民、Ville Issey の領民に対して慣習法文書を授与した5事例など (Perrin, Ch. Ed., Catalogue, p.380-381, n°229-233)。
- 20) Perrin, Ch. Ed., Chartes, p.25.
- 21) Dumont, *Histoire des fiefs de la seigneurie de Commercy*, 1880, t. I, pp.61-203, t. II, pp.4-72.
- 22) 1329年集落 Liffol le Grand の場合50リーブル (Perrin, Ch. Ed., Catalogue, p.378, n°221)。また、かなり早い事例だが1225年ロレーヌ公 Mathieu が Neufchateau に慣習法文書を認めた際には、毎年住民から500リーブルが支払われることが決められた (Perrin, Ch. Ed., Catalogue, p.306, n°23)。
- 23) Collin, H. Les Ressources alimentaires en Lorraine pendant la première partie du XIV^e siècle, *Bulletin philologique et historique du C. T. H. S.*, 1968, pp.40-68.
- 24) Collin, H., La charte de Beaumont, pp.3-13.
- 25) Schneider, J., Les Lombards en Lorraine, *Annuaire de la société d'histoire et d'archéologie de la Lorraine*, 129, 1979, pp.3-65.
- 26) 「離村者は、丸一日で、また時には慣習により定められた一年の特定の日に、その生まれた領地を離れなければならない。自らが持つ家財のうちの主だったものだけを持って。一年と一日の間は、離村者は自らが離れた領地に、耕地を耕すために、そこで夜をあかさないという条件で戻って来ることが出来る。この条件を守れなかった場合離村者はその身柄と財をもとの領主のもとにとどめ置かれる。一年と一日を過ぎると離村者とその旧来の領地との繋がり切れ、その後領主にとってこの者は外部者となる。」
- 27) Girardot, A., *Droit canon et seigneurie rurale à la fin du Moyen Age; Thèse d'Etat*, dactyl., Dijon, 1980, t. 1, pp.323-349.
- 28) <si quis repertus fuerit in nemore marinum faciens, vel carbones, vel cineres, vel aliud quod ad alterum locum transportet, exceptis in novalibus, decem solidos solvet.>この規定はロレーヌ地方で広く普及したポーモンの特許状にも見られる。Collin, H., op. cit., pp.6-7.
- 29) Perrin, Ch. Ed., Chartes, p.22; Girardot, A., Les origines de la ville de Pont à Mousson (1261-1300), *Annales de l'Est*, 2, 1972, pp.119-126.
- 30) Esclapy: Perrin, Ch. Ed., Catalogue, p.310, n°33; Bonvalot, E., *Le Tiers-Etat*, p.165, n°72. Haceloy: Perrin, Ch. Ed., Catalogue, p.341, n°119; Bonvalot, E., *Le Tiers Etat*, p.161, n°38-43. Thirey: Perrin, Ch. Ed., Catalogue, p.332, n°95; Bonvalot, E., *Le Tiers-Etat*, p.160, n°27-35.
- 31) 1265年 Verdun 司教 Robert de Milan は、封臣 Alis 及びその子 Ourey と Husson から Mussy の城と諸権利を630リーブルの支払いを以て買い上げ、共同で当地にポーモンの諸特権を享受する新村を建設したが、後に廃村化してしまった。(Bonvalot, E., *Le Tiers-Etat*, APPENDICE, pp.46-47, n°33.)
- 32) 19) で挙げたバル伯による1317年の5集落への文書授与は住民の求めに応じ400リーブルの支払と引替えに行われたが、1335年時点の確認文書において既に Harville と Thiméville の名はなく、コランはこれを住民の無理な購入による廃村化と見なしている (Collin, H., op. cit., p.12)。
- 33) Perrin, Ch. Ed., Catalogue, pp.325-387.
- 34) Moiry: 1271年 Chiny 伯の封臣 Chauvency 領主 Gérard 授与、Olixie: 1284年同人授与、La Mouilly: 1321年 Chauvency 領主 Raoul 授与。Bonvalot, E., *Le Tiers-Etat*, pp.208-209, n°229-231.
- 35) Ganghofer, R., *Rapports de droits*, p.207.
- 36) Winkelman, E., *Acta imperii inedita seculi XIII*, Innsbruck, 1880, vol.1, n°471.
- 37) Bloch, H., Wentzcke, P.(éd.), *Regesten der Bischöfe von Strassburg*, 1908, vol.1, n°83.
- 38) *Ibid.*, n°91.

- 39) Dubled, H., Les grandes tendances de l'exploitation au sein de la seigneurie rurale en Alsace du XIII^e au XV^e siècle, *Vierteljahrsschrift für Sozial und Wirtschaftsgeschichte*, 49, 1962 (以下 Dubled, H., Les grandes tendances), pp.67-68. ; Dubled, H., La communauté de village en Alsace au XIII^e siècle, *Revue d'histoire économique et sociale*, 41,1963 (以下 Dubled, H., La communauté), p.18.
- 40) Dubled, H., La communauté, p.19.
- 41) 同様の例は集落 Hindisheim や Limersheim でも確認される。Dubled, H., Les grandes tendances, p.69; Dubled, H., La communauté, p.21.
- 42) Schoepflin, J. D. (éd.), *Alsatia diplomatica*, Mannheim, 1875, vol.1, p.268.
- 43) Dubled, H., Les grandes tendances, p.69.
- 44) Dubled, H., La communauté, p.13.
- 45) 但しその支払いを決定するのは「当該集落の参事人衆の上層部 (major pars proborum hominum dicte ville)」であった。例えば1331年、Verdun 司教 Henri d'Apremont が Charny の住民の求めに応じて授与した文書。Perrin, Ch. Ed., Catalogue, p.379, n°223; Bonvalot, E., *Le Tiers-Etat*, p.220, n°274 et APPENDICE, p.60, n°44.
- 46) Perrin, Ch. Ed., Chartes, p.21.
- 47) 1281年9月パウル伯ティエボー2世が集落Souillyに授与した文書では <concedimus iisdem burgensibus...totum pratum nostrum...retento nobis in dicto maresco et prato directo dominio et mero et mixto imperio et omnimoda jurisdictione>, Grosdidier de Matons, *Le Comté de Bar des origines au traité de Bruges (vers 950-1301)*, Bar le Duc, 1922, p.661.
- 48) *Ibid.*, p.662. <Si quis repertus fuerit a custode colligendo racemos alterius vineae et alterius segetes, quinque solidos solvet, domino quator, majori sex denarios et custodi sex.>
- 49) *Ibid.*, p.662. <sub banno quinque solidorum pro qualibet capra que reperitur ibidem>
- 50) 1285 : Saint Martin 修道院-Saint Martin 地域 (1285年の日付を持つ、またはその頃と推定される Saint Martin 修道院が Saint Martin 地域について作成した判告集 : 以下同様), 13世紀末 : Saint Arnoul 修道院-Marieulles, 1345年 : Remiremont 修道院-Attigneville. Ganghofer, R., *Weistümer*, pp.85-122.
- 51) <Statuit universitas burgensium ad honorem illustris viri carissimi domini sui...quod nullus cindat nemora ...sub pena seu banno sexaginta solidorum solvendorum dno domini>, 1322 : Remiremont 修道院-Crevic. Ganghofer, R., *Weistümer*, p.135.
- 52) Dubled, H., Les grandes tendances, p.70.
- 53) Bonvalot, E., *Le Tiers-Etat*, p.348.
- 54) 「当該集落のエシュバンは、領主が望んだ時には裁判集会の日において当該領主と集落の法と慣習について判告し更新しなければならない」(1278 : Metz 司教-集落 Marly)。「これら各々また全てを、集会に帰属するところの法が告げ固定する。すなわち彼らの領主に対してなされるべき誠実さ (fidelitas) のゆえに、そしてまた彼らの領主に対し正しくまた真摯になされんことを保証した宣誓のゆえに、まさにそれは当該集落の住民に帰する。」(1288 : St. Martin de Glamdieres 修道院-Marange) Ganghofer, R., *Weistümer*, p.125.
- 55) Perrin, Ch. Ed., Chartes, p.22.
- 56) 1322 : Saint Glossinde 修道院-集落 Lacroix sur Meuse, Schoepflin, J. D., op. cit., vol.1, p.265, n°12.
- 57) <...juxta sententiam cicium in dicta parochia commorantium, et non per sententiam extraneorum>, 1288 : St. Martin de Glamdieres 修道院-集落 Marange, 1283 : Niedermunster 修道院-集落 Gertwiller, Dubled, H., La communauté, p.20; Ganghofer, R., *Weistümer*, pp.125-128.
- 58) 1322 : Saint Glossinde 修道院-Leyr, Ganghofer, R., *Weistümer*, p.264.
- 59) 1283 : Niedermunster 修道院-集落 Gertwiller, Dubled, H., La communauté, p.20; Ganghofer,

- fer, R., *Weistümer*, p.128.
- 60) Olland, H., La principauté épiscopale de toul à la fin du moyen âge (XIII^e-XV^e siècles), *Principautés et territoires et études d'histoire lorraine*, Paris, 1979, pp.234-236 ; Collin, H., La charte de Beaumont, p.10.
- 61) Perrin, Ch. Ed., Catalogue, p.316, n° 51; Bonvalot, E., *Le Tiers-Etat*, p.158, n° 9; Grosdidier de Matons, op. cit., p.660.
- 62) 1282年、領主 Geoffroy III が Damvillers を含む 8 集落に授与。Perrin, Ch. Ed., Catalogue, pp.352-353, n°147, Bonvalot, E., *Le Tiers-Etat*, pp.193-195, n°171-178.
- 63) いずれも14世紀の事例だが、1329年、Bar 伯 Edouard I が集落 Liffol le Grand に、また1320年 Verdun 司教 Henri d'Apremont が集落 Grimaucourt に授与したものなど。Perrin, Ch. Ed., Catalogue, p. 371, 378, n° 199, 221 ; Bonvalot, E., *Le Tiers-Etat*, p. 222, n°289.
- 64) Ganghofer, R., *Weistümer*, pp.150-155.
- 65) Boulle, L., Les chartes de franchises des villes Alsaciennes, *Les pays de l'entre-deux au moyen âge: actes du 113 congrès national des société savantes*, Paris, 1990, p.118.
- 66) Bonvalot, E., *Le Tiers-Etat*, APPENDICE, p.50, n°37. しかし文書に特定の複数者の名が現れるからといって、直ちにそれを集落における有力者と見なすことは慎重にならなければならない。我々には当時の集落の規模、世帯数が知らされていない場合が多いからである。例えば、オーヴェルニュ地方の「慣習法文書」の研究を行った P.シャルボニエは、Besse なる集落が受領した特許状の前文に、36名の集落民の名が挙げられていると指摘する。彼はこの事実を以て何か積極的な論を展開しているわけではないが、後にこの集落について言及したN.クーレによると、文書受領時点での当地の世帯数は僅か70世帯弱だったという (Coulet, N., *Les coutumes de Besse sur Issole de 1445*, Paris, 1989, p.216)。つまり全世帯主の2/3が文書に現れていたわけである。
- 67) Bonvalot, E., *Le Tiers-Etat*, pp.122-124; Lemarignier, J. F., *La France médiévale Institutions et sociétés*, Paris, 1970, p.133, Génicot, L., *Rural communities in the medieval west*, London, 1990, pp.81-89.
- 68) 「集落の住民の裁判においてメール及びエシュバンは、年に三回の法廷を領主およびその役人より委ねられて開催する」「その財産や相続に関して、当該集落の領主並びにその住民が法廷においてなした訴えや要求は、エシュバンによって判決が下されねばならない。」「以下のことは知られねばならない。即ち、当該集落の領主及びその役人は、法廷において彼らの面前においてエシュバンの経験と知識において示されたことをなさせしめなければならない。」Bonvalot, E., *Le Tiers-Etat*, APPENDICE, pp.46-47, n°33.
- 69) ロレーヌ地方の慣習法文書の詳細な罰金規定とその配分比を分析したものとして M. Walraet, *Les chartes-lois de Prisches (1158) et de Beaumont-en-Argonne (1182): Contribution à l'étude de l'affranchissement des classes rurales au XII^e siècle*, *Revue belge de philologie et d'histoire*, 23, 1944, pp.127-162.
- 70) メール及びエシュバンの権限に関しては、1243年 Bar 伯 Thiébaud II が集落 Stenay に対して、同地方に広く普及した「ボーモンの法」の内容をもとに授与した慣習法文書の規定による。Bonvalot, E., *Le Tiers-Etat*, pp.122-124.
- 71) Boulet, M., La loi de Daours (1239), *Revue du Nord*, 45, 1982, p.80.
- 72) <possint recipere...homines ad juramentum et suam franchesiam dicte ville,sine nostro mandato> また <Si quis burgensis ad inhabitandum ibi noviter advenerit, in introitu suo unum nummum majori et unum juratis dabit et ita libere prout ei dividetur a majore accipiet masuram et terram>, Bonvalot, E., *Le Tiers-Etat*, APPENDICE, p.21, n°4.
- 73) *Ibid.*, p.124.
- 74) 例えば1277年に Juvigny 修道院が慣習法文書を授与した集落 Vigneulles-sous-Montmédy。当時アヴェは Chiny 伯 Louis VII。Perrin, Ch. Ed., Catalogue, p.346, n° 129 ; Bonvalot, E., *Le*

Tiers-Etat, p.173, n°113.

- 75) 服部良久、前掲論文、151頁。
- 76) Ganghofer, R., *Weistümer*, p.135. また服部良久、前掲論文、158-159頁。
- 77) Guillot, O., Rigaudière, A. et Sassier, Y., *Pouvoirs et institutions dans la France médiévale*, Paris, 1994, pp.132-138.
- 78) Perrin, Ch. Ed., *op. cit.*, p.42.
- 79) 慣習法が異なる法形式で成文化される状況への関心から、エノー伯領の慣習法文書と判告書を比較

検討した最近の研究として、齋藤綱子「中世後期エノー伯領における農村共同体—判告書にみられる共同体の「自由と自治」—」『明治大学人文科学研究紀要』第40冊、1996年、150-176頁がある。氏は、エノー伯による領邦法統一化過程の中で、判告書を慣習法文書の後段に位置づけ、慣習法文書においては未だ不十分であった慣習法の公的 legalization という方向性をより明確な形で打ち出し、成文化したものが判告書であったと結論している。

Chartes de franchises et rapports de droits
en Alsace-Lorraine (XIII^e - XIV^e siècle)

Michiya SUZUKI

Cet article vise à éclairer le pouvoir législatif du peuple par la comparaison entre la charte de franchises et le rapport de droits en Alsace-Lorraine au XIII^e et XIV^e siècles. J'ai cherché une amorce de solution dans la caractèrè légale des localités affranchies.

On peut observer, dans la procédure d'achat d'une charte et le rôle considérable des riches bourgeois dans l'administration de la seigneurie comme des agents seigneuriaux, que les villes affranchies par des chartes de franchises aient traversé une réorganisation de la condition juridique et sociale et une différenciation des couches.

En somme, je présume que, dans les villes affranchies par des chartes de franchises, les habitants aient eu moins de législatif collectif que ceux octroyés des rapports de droits.